

追加説明資料②

1. 第二方面機動警ら隊庁舎整備事業 p.1
(大阪府淀川警察署別館庁舎建替事業)

平成26年度 建設事業評価

だいにほうめんきどうけい たいちょうしゃせいびじぎょう
第二方面機動警ら隊庁舎整備事業

おおさかふよどがわけいさつしょべっかんちょうしゃたてかえじぎょう
(大阪府淀川警察署別館庁舎建替事業)

[大阪市淀川区]

【事前評価】

1. 事業概要

■ 目的

淀川警察署は、昭和44年に建設された本館庁舎(平成21年度に耐震改修済)と昭和37年に建設された別館庁舎(コンクリートの強度不足で耐震改修不可)で構成されている。

本館庁舎には、淀川警察署員が勤務する執務室の他、第二方面機動警ら隊(パトカー等の機動力を用いた警ら活動を行う所属)の隊本部執務室を配置していることに加え、昭和44年の建設時に比べ、淀川警察署員が86人、第二方面機動警ら隊員が19人増員されていることから、庁舎の狭隘化が問題となっている。

更に、別館庁舎にあっては、構造材の問題から耐震改修が出来ないため、大阪府の方針により、平成27年度迄に使用を停止する必要がある。

そこで、淀川警察署の敷地内に第二方面機動警ら隊新庁舎を整備(本館庁舎から移転)し、合わせて新庁舎内に淀川警察署員が使用する執務室を確保することにより、両所属の狭隘化を解消するものである。

1. 事業概要

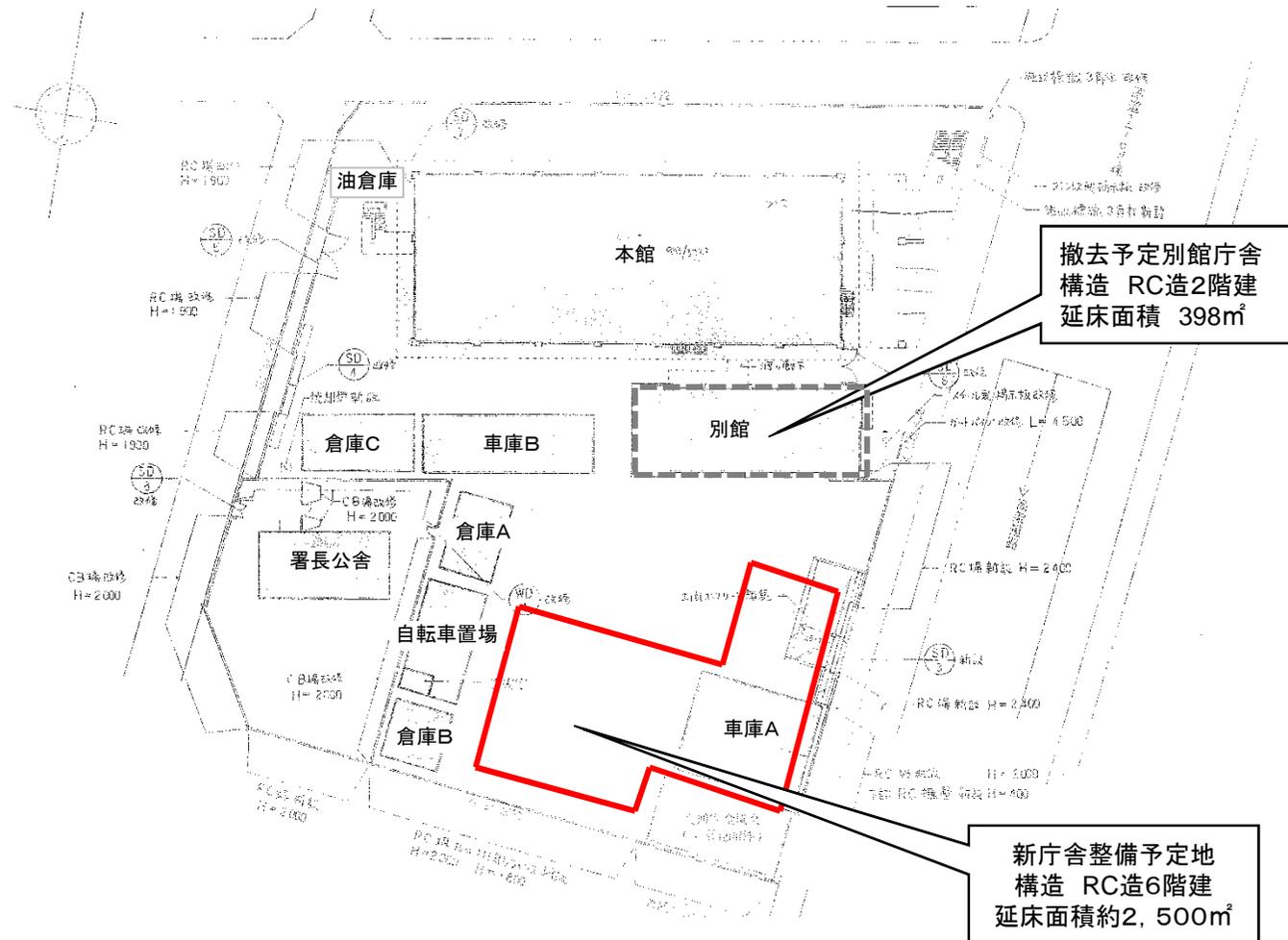
■ 事業箇所図



淀川警察署

1. 事業概要

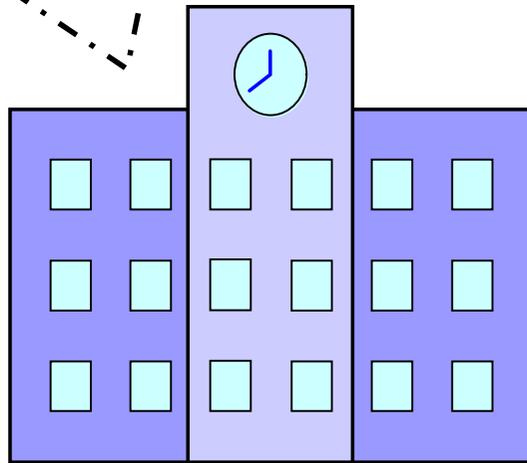
■事業概要図(平面図)



1. 事業概要

■ 整備概要

昭和44年の建設時からの増員により、庁舎の狭隘化が問題となっている。



淀川警察署
(本館庁舎)

・本館庁舎に所在する第二方面機動警ら隊及び淀川署員の一部が新庁舎へ

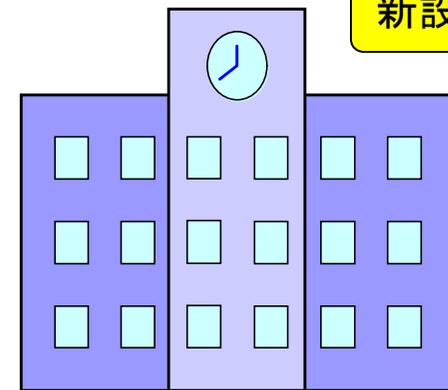
コンクリートの強度不足により、耐震改修が不可。平成28年度に撤去。



淀川警察署
(別館庁舎)

撤去

・淀川署員が第二方面機動警ら隊跡を利用。



新設

第二方面機動警ら隊
(新庁舎)

1. 事業概要

■本庁舎の現況



- 狭隘のため、廊下に府民応接の机を設置。



- 狭隘のため、廊下に更衣ロッカーを設置。



- 狭隘のため、他係との会議、関係者からの事情聴取を行うスペースがない。

1. 事業概要

■耐震診断結果



実施時期 平成11年2月

結果 《抜粋》コンクリートの強度確認のための、コンクリートコア採取時において、構造躯体が脆いために採取器具の固定も困難であったことから補強工事の際しての接合筋の打ち込みが不可能であると考えられる。

よって、本建物は補強不可能と判断されるので早期改築が必要である。

1. 事業概要

■事業内容

【新庁舎】

構造:鉄筋コンクリート造 地上6階

延床面積:約2,500m²

室名:

第二方面機動警ら隊(執務室、更衣室、倉庫、取調室、便所、浴室、会議室、機械室、食堂、道場、車庫等)

淀川警察署(執務室、更衣室、倉庫)

【①第二方面機動警ら隊 約1,900m² + ②淀川署 約600m²】

① 警察署建替え基準により、定員(75名)から、第二方面機動警ら隊の必要面積を算出 約1,900m²

② 警察署建替え基準により、増員分(86名)から、淀川警察署の必要面積を算出 約1,100m² - a

第二方面機動警ら隊から淀川警察署へ移管する面積 約800m² - b

撤去する淀川警察署別館の面積(食堂面積除く) 約300m² - c

$$a-b+c= \text{約}600\text{m}^2$$

1. 事業概要

[参考]現庁舎の概要

【本館庁舎】

築年:昭和44年(築後45年経過)

構造:鉄筋コンクリート造 地上5階

延床面積:3,614m²(内第二方面機動警ら隊 約800m²)

【別館庁舎】

築年:昭和37年築(築後52年経過)

構造:鉄筋コンクリート造 地上2階

延床面積:398m²(食堂面積含む)

1. 事業概要

■事業費

全体事業費 :約10.7億円(国:約1.8億円、府:約8.9億円)
(内訳)

工事費 :約10.0億円

基本計画・基本設計費 :約 0.2億円

実施設計費 :約 0.5億円

【工事費の内訳】

新築工事費 :約 9.7億円

撤去工事費 :約 0.3億円

【事業費の積算根拠】

過去の警察署建替の事業費を参考とした概算額

(今後の事業費の変動要因の予測)

過去の警察署建替の事業費を参考とした概算額であり、今後、設計等を行い、事業費を精査する。

2. 上位計画等における位置付け

■府有建築物耐震化実施方針(平成19年3月策定)[抜粋]

○目的

大阪府は、平成18年12月に「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」(耐震改修促進計画)を策定し、民間建築物及び公共建築物の耐震化の目標や必要な施策等を明らかにするとともに、府有建築物については、耐震化への取組みの基本的な考え方を示した。

本方針は、この基本的考え方を踏まえ、より具体的な目標や耐震化事業の進め方などを示すもので、今後、この方針に基づき計画的かつ効率的に府有建築物の耐震化に取り組む。

○耐震化対策の対象とする府有建築物

昭和56年以前の旧耐震基準に基づき建設された特定建築物及び特定建築物に準じた建築物(準特定建築物)の内、現行の耐震基準と同等の耐震性能を有しない建築物

※災害時に重要な機能を果たす建築物(庁舎・**警察**・病院等)、府立学校、府営住宅、他

○耐震化の進め方・基本的な考え方

長期的な活用を図る建築物については、耐震改修で、老朽化や機能面等から長期的活用が難しい建築物については、複数施設の合築・集約化の検討を行い、建替え等により耐震化を推進する。

○耐震化の目標

(1)計画期間：平成18年度から平成27年度までの10年間

(2)耐震化率：府有建築物全体 90%以上(ただし、**警察は100%**)

○警察署の耐震化率(平成26年4月1日現在)

78.5%

2. 上位計画等における位置付け

■警察施設の整備について

犯罪発生件数の増加等に伴う、警察官の増員、証拠品の増加及び車両・装備資機材の増強等の理由により、多くの警察署で著しい狭隘化が進行している。加えて、老朽化も進行していることから、狭隘化及び老朽化等を総合的に判断して、計画的に建替え等整備を推進している。

2. 事業を巡る社会経済情勢等

複雑多様化する警察事象に対応するため、警察官の定員も年々増加されており、それに伴い、警察施設の狭隘化も進んでいる。

また、阪神大震災の教訓をもとに、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、その後、更なる大震災発生の切迫性が指摘される中、平成18年に同法が改正施行されたことを受け、大阪府では平成19年3月に「府有建築物耐震化実施方針」が策定された。同実施方針における耐震化の目標は平成27年度までの10年間に、府有建築物全体の耐震化率を90%以上にすることである。ただし、本庁舎のような災害時に重要な機能を果たす建築物については、100%となっている。

3. 事業の投資効果及び事業効果の定性的分析

■事業の投資効果

警察庁舎整備(建替)事業に係る投資効果进行分析する手法は確立されていない。

■事業効果の定性的分析

【効果項目】

- ・耐震性能の向上による庁舎の安全性能確保
- ・執務室の狭隘化解消による来庁者の利便性の向上及び職員の勤務環境の改善

【受益者】

府民

3. 事業の投資効果及び事業効果の定性的分析

■ 事業効果の一例



- 狭隘のため、廊下に府民応接の机を設置。
→ 執務室に府民応接用機の設置が可能となる。



- 狭隘のため、廊下に更衣ロッカーを設置。
→ 更衣室に更衣ロッカーの設置が可能となる。



- 狭隘のため、他係との会議、関係者からの事情聴取を行うスペースがない。
→ 執務室での会議、事情聴取が可能となる。

4. 事業段階ごとの進捗予定

平成26年度 基本計画

平成27～28年度 基本設計及び実施設計、撤去工事

平成28～30年度 本体工事

平成30年度 完成

5. 代替手法との比較検討及び 自然環境等への影響とその対策

■代替手法との比較検討

淀川警察署別館庁舎は平成11年に実施した耐震診断の結果、コンクリートの強度不足（構造躯体が脆く、補強工事に際しての接合筋の打ち込みが不可能）とされ、耐震改修が出来ないことから、淀川警察署の敷地内に第二方面機動警ら隊庁舎と淀川警察署執務室としての機能を複合した新庁舎を整備することが最も効率的である。

■自然環境等への影響とその対策

【省エネルギー等への配慮】

省エネルギー型機器や断熱性の高い部材の使用、居室採光の十分な確保等による地球環境保全に努める。

6. 対応方針(原案)

・事業実施

〈判断の理由〉

昭和44年の本館庁舎建設時から警察署員及び機動警ら隊員を大幅に増員してきたことにより、庁舎の狭隘化が著しいことや、別館庁舎がコンクリートの強度不足で耐震改修できないことから、新庁舎を整備する必要がある。